

別紙2

裁判例における直接行為者該当性の判断と間接行為者に対する差止めの可否

※請求が認容されたものを「○」、棄却されたものを「×」と表示

事件名等				分類 (※)			備考
1	中部観光事件	1960年 5月	名古屋高裁	直接	差止	○	社交場における楽団の演奏について、社交場経営者が直接行為者に当たると判断
2	クラブキャッツアイ 事件	1988年 3月	最高裁	直接	差止 損害賠償	○	社交場における客等のカラオケ歌唱について、社交場経営者が直接行為者に当たると判断
3	魅留来事件	1997年 2月	大阪高裁	直接	損害賠償	○	社交場における客等のカラオケ歌唱について、社交場経営者が直接行為者に当たると判断
				間接	損害賠償	○	社交場経営者にカラオケをリースした事業者について、著作権侵害行為の幫助者として、民法719条2項に基づき共同不法行為責任を肯定
4	ビッグエコー上尾店 事件	1999年 7月	東京高裁 ↓ 上告棄却	直接	差止 損害賠償	○	カラオケボックスにおける客の歌唱について、店舗経営者が直接行為者に当たると判断
5	ときめきメモリアル 事件	2001年 2月	最高裁	?	損害賠償	○	専ら同一性保持権の侵害の用に供される道具を輸入・販売する者について、侵害を惹起したものであるとして、不法行為に基づく損害賠償責任を肯定（直接行為者に当たると判断したのか間接行為者に当たると判断したのかは不明）
6	ビデオメイツ事件	2001年 3月	最高裁	直接	差止 損害賠償	○	社交場における客等のカラオケ歌唱について、社交場経営者が直接行為者に当たると判断
				間接	損害賠償	○	社交場経営者にカラオケをリースした事業者について、条理上の注意義務に違反したことによる不法行為責任を肯定
7	無断歌謡ショー事件	2003年 1月	東京高裁	直接	差止 損害賠償	○	演奏会における演奏について、演奏会主催者が直接行為者に当たると判断
				直接	損害賠償	○	演奏会主催者としての名義を貸した者について、演奏会の共同主催者として、民法719条により共同不法行為に基づく損害賠償責任を肯定
8	ヒットワン事件	2003年 2月	大阪地裁	間接	差止	○	社交場経営者にカラオケをリースした事業者について、著作権侵害行為の幫助者とした上で、 <u>詳細な法的根拠を挙げて、正面から112条1項による差止請求を認容</u>

※請求が認容されたものを「○」、棄却されたものを「×」と表示

事件名等			分類(※)			備考
9	2ちゃんねる事件	2004年 3月	東京地裁	間接	差止 損害賠償	× インターネット上の掲示板に投稿された侵害コンテンツについて、掲示板運営者の直接行為者該当性を否定した上で、 <u>直接行為者でない者について、112条1項による差止請求を認めることはできないと判示</u>
		2005年 3月	東京高裁	直接	差止 損害賠償	○ インターネット上の掲示板に投稿された侵害コンテンツについて、掲示板運営者が直接行為者に当たると判断
10	ファイルログ事件	2005年 3月	東京高裁	直接	差止 損害賠償	○ ファイル交換サービスにおける音楽ファイルの交換について、サービス提供事業者が直接行為者に当たると判断
11	選撮見録事件	2005年 10月	大阪地裁	間接	差止	○ 放送番組の録画代行・転送サービスにおける複製等について、当該サービスに用いる機器の販売事業者を間接行為者とした上で、 <u>112条1項の類推適用という理論構成により差止請求を認容</u>
		2007年 6月	大阪高裁	直接	差止	○ 放送番組の録画代行・転送サービスにおける複製等について、当該サービスに用いる機器の販売事業者が直接行為者に当たると判断
12	MYUTA事件	2007年 5月	東京地裁	直接	差止※	○ 携帯電話向け着信メロディ作成サービスにおける音楽ファイルの複製等について、サービス提供事業者が直接行為者に当たると判断 ※ 差止請求権不存在確認訴訟
13	デサフィナード事件	2008年 9月	大阪高裁 ↓ 上告棄却	直接	差止 損害賠償	○ 社交場において行われた演奏会について、社交場経営者が直接行為者に当たると判断 ただし、経営者以外が主催した演奏会については、経営者の直接行為者該当性を否定
14	TVブレイク事件	2010年 9月	知財高裁 ↓ 上告不受理	直接	差止 損害賠償	○ 動画投稿サイトにおけるミュージックビデオ等の配信について、サイト運営者が直接行為者に当たると判断
15	まねきTV事件	2011年 1月	最高裁	直接	差止 損害賠償	○ 放送番組の転送サービスにおける公衆送信等について、サービス提供事業者が直接行為者に当たると判断
16	ロクラクⅡ事件	2011年 1月	最高裁	直接	差止 損害賠償	○ 放送番組の録画代行・転送サービスにおける複製等について、サービス提供事業者が直接行為者に当たると判断